

様式第26（第4条第1項、第22条の2第1項、第22条の4第1項、第23条第1項及び第24条第1項関係）（平24経産令2・全改）

試（採）掘区域図（世界測地系）

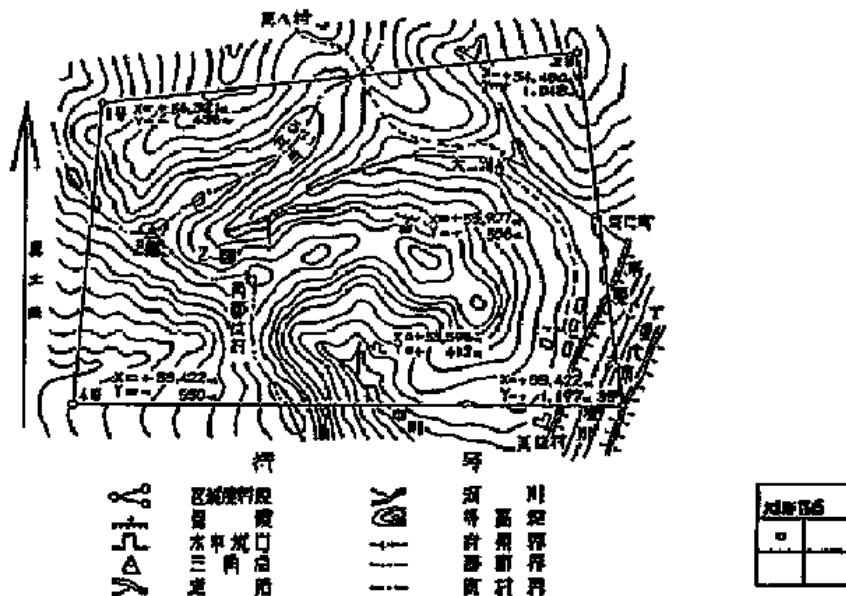
縮尺

年 月 日出願

住所

試（採）掘出願人 氏名又は名称

- 1 出願又は申請の区域の所在地
- 2 出願又は申請の区域の面積
- 3 目的とする鉱物の名称
- 4 平面直角座標系の系番号



備考

- 1 試（採）掘区域図（世界測地系）は、上記の例により作成すること。
- 2 区域図の縮尺は、10,000分の1とすること。ただし、法第21条第1項に基づいて設定された鉱区においては、その区域の面積が20ヘクタール未満のとき又は縮尺10,000分の1によつては区域が明示し難いときは、5,000分の1とすることができる。法第40条第3項若しくは第7項又は法第41条第1項に基づいて設定された鉱区においては、10,000分の1によつては区域が明示し難いときは、縮尺を明記の上、適宜の縮尺によること。
- 3 地形図名欄には、試（採）掘出願地を含む国土地理院発行の50,000分の1地形図が発行されている区域の場合は、その図名を記載し、さらに、当該出願地の位置が当該地形図を4等分した区画のうち、いずれの区画に該当するかを○

印で表示すること。

- 4 符号は、国土地理院発行の50,000分の1の地形図の図式記号及び日本工業規格鉱山記号（J I S M 0101）によること。
- 5 符号のうち、次に掲げるものは、それぞれの色別によること。
 - 赤色・・・三角点の標高、真北線、出願の区域の頂点及びその番号、頂点の座標値、境界線
 - 青色・・・河川、湿地、湖沼、海岸線
 - かつ色・・・道路
 - 黒色・・・三角点、等高線
- 6 用紙は、上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものをを用いること。
- 7 記載には、印刷インク、ボールペン（水性かつ染料を使用したものを除く。）、絵具、墨その他の退色し、又は消失しないものをを用いること。
- 8 肩書は、原則として、図面左上に書くこと。